

新	旧
<p>【入札説明書（令和2年7月28日公告）】</p> <p>第3. 3. (2) 入札参加者の参加資格要件</p> <p>ア 構成企業の共通資格要件</p> <p>本件入札に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。</p> <p>(ア) 参加資格要件</p> <p>参加意向申出書等の提出期間最終日（以下「<u>参加資格確認基準日</u>」という。）において、<u>令和元・2年度龍ヶ崎市競争入札参加資格者名簿</u>（以下「<u>資格者名簿</u>」という。）に登録されていること。</p> <p>(イ) 参加者の制限</p> <p>次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。</p> <p>a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者</p> <p>b <u>龍ヶ崎市</u>の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者</p> <p>c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）</p> <p>d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者</p> <p>e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者</p> <p>f 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者 ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 長大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4 ・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4 <p>g <u>直近</u>1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者</p> <p>イ 構成企業の個別参加資格要件</p> <p>参加グループの各構成企業は、<u>参加資格確認基準日</u>において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしているものとする。</p> <p>(ア) 設計監理企業</p> <p>設計監理企業は、以下に示す要件を全て満たしているものとする。</p> <p>a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。</p> <p>b <u>参加資格確認基準日</u>において、資格者名簿の「<u>測量・建設コンサルタント等</u>」に登録されていること。</p> <p>c <u>国又は地方公共団体が発注した、新築かつ延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の実施設計を平成21年4月1日以降に完了した実績を有していること。</u>なお、この場合の実績とは、<u>元請として受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。</u></p> <p>d <u>3,000食/日以上の調理能力を有する新築かつドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。</u>なお、この場合の実績とは、<u>元請として受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。</u></p> <p><u>※学校給食施設とは次の施設を指すものとする。以下同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第4条第1項に規定する単独校調理場及び共同調理場</u> ・<u>夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食の実施に必要な施設</u> 	<p>【実施方針（令和2年5月15日公表）】</p> <p>第3. 4. (15) 入札参加者の参加資格要件</p> <p>ア 構成企業の共通資格要件</p> <p><u>総合評価落札方式</u>に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。</p> <p>(ア) 参加資格要件</p> <p>参加意向申出書等の提出期限最終日（以下「<u>参加資格確認日</u>」という。）において、<u>令和元年・2年度龍ヶ崎市競争入札参加資格名簿</u>（以下「<u>資格者名簿</u>」という。）に登録されていること。</p> <p>(イ) 参加者の制限</p> <p>次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。</p> <p>a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者</p> <p>b <u>市</u>の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者</p> <p>c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）</p> <p>d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者</p> <p>e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者</p> <p>f 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者 ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 長大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4 ・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4 <p>g <u>最近</u>1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者</p> <p>イ 構成企業の個別参加資格要件</p> <p>参加グループの各構成企業は、<u>参加資格確認日</u>において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしているものとする。</p> <p>(ア) 設計監理企業</p> <p>設計監理企業は、以下に示すaからeまでの要件を全て満たしているものとする。</p> <p>a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。</p> <p>b <u>参加資格確認日</u>において、資格者名簿の「<u>測量、コンサルタント等業務</u>」に登録されていること。</p> <p>c <u>平成21年4月1日以降に、国又は県、市若しくは他の地方公共団体等が発注した新築、かつ3,000㎡以上の公共施設を実施設計した完了実績を有していること。</u>なお、この場合の実績とは、<u>直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。</u></p> <p>d <u>ドライシステムかつ、3,000食以上/日の調理能力を有する新築の学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムかつ、3,000食以上/日の調理能力を有する新築の民間調理施設を実施設計した実績を有していること。</u>なお、この場合の実績とは、<u>直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。</u></p>

・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 2 条に規定する学校給食の実施に必要な施設

e 新築かつドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理を完了した実績を有していること。なお、この場合の実績とは、元請として受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。

(イ) 建設企業

建設企業は、単体又は共同で参加するものとし、それぞれの場合において、以下に示す要件を全て満たしているものとする。

【単体で参加する場合】

a 龍ヶ崎市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき設置された本店があり、本店を開設してから 5 年以上継続して営業を行っていること。

b 資格者名簿に建築一式工事 A 等級と登載されていること。

c 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築工事業につき特定建設業の許可を受けており、同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値（P）が 9 0 0 点以上であること。なお、数値は資格者名簿登載時点の数値とする。

d 建築一式工事に対応した建設業法に規定する監理技術者を建設業務の工事着手日から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

e 国又は地方公共団体が建築一式工事として発注した、新築かつ延べ床面積 1, 0 0 0 m²以上の公共施設を平成 2 1 年 4 月 1 日以降に竣工した実績を有していること。当該実績は、元請として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。また、建設 J V で施工した場合については、構成員数が 3 者の場合 2 0 % 以上、2 者の場合 3 0 % 以上を出資した場合に限り実績と見なす。

【共同で参加する場合】

共同で参加する場合、a の要件を満たす建設 J V を結成することとする。なお、建設 J V を結成する場合、全ての構成員は b から d までの要件を満たすものとし、代表企業となる代表構成員については e についても満たすものとする。

a 建設 J V の結成に当たっては、共同施工方式による J V（以下「甲型 J V」という。）とし、以下の要件を満たしているものとする。

(a) 甲型 J V の代表構成員は、出資比率が構成員中最大であって単独の企業であること。

(b) 甲型 J V の構成員は、2 者であること。

(c) 甲型 J V の 1 構成員当たりの出資比率は、3 0 % 以上であること。

(d) 代表構成員は、建築一式工事に対応した建設業法に規定する監理技術者を建設業務の工事着手日から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(e) 代表構成員以外の構成員は、建築一式工事に対応した建設業法に規定する主任技術者（国家資格を有するものに限る）を建設業務の工事着手日から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(f) 代表構成員の監理技術者は、市との窓口役となるとともに、構成員の主任技術者を統括すること。

b 龍ヶ崎市内に建設業法に基づき設置された本店があり、本店を開設してから 5 年以上継続して営業を行っている

e 新築でドライシステムの学校給食施設又は、新築でドライシステムの民間調理施設の工事監理をした実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接受注した実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まない。

(イ) 建設企業

建設企業は、単体又は共同で参加するものとし、それぞれの場合において、以下に示す要件を全て満たしているものとする。

【単体で参加する場合】

a 建設企業は、単一企業で業務を実施することも可とし、龍ヶ崎市内に本店があり、発注する工事に対応する許可業種（建築工事業）について、5 年以上の営業年数を有し、同業種の工事について、元請けとして一定の実績を有すること。

b また、建設業法第 3 条第 1 項に規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けており、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合審査評定点が 9 0 0 点以上であること。

c 平成 2 1 年 4 月 1 日以降に竣工した、延べ床面積 1, 0 0 0 m²以上の新築の公共施設の施工の実績を有していること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、建設 J V で施工した場合については、構成員数が 3 者で 2 0 % 以上、2 者で 3 0 % 以上を出資した場合に限り実績と見なす。

【共同で参加する場合】

建設企業は、複数企業で共同して行うことも可とし、この場合は、a 以下の要件を満たす建設 J V を結成することとする。なお、建設 J V を結成する場合、全ての構成員は b から d までの要件を満たすものとし、代表企業となる代表構成員については e についても満たすものとする。

a 建設 J V の結成に当たっては、資格者名簿に登録された同一工種の共同施工方式による J V（以下「甲型 J V」という。）とする。甲型 J V を結成する場合には、以下の要件を満たしているものとする。

(a) 甲型 J V の代表構成員は、出資比率が構成員中最大であって単独の企業であること。

(b) 甲型 J V の構成員は、2 者であること。

(c) 甲型 J V の 1 構成員当たりの出資比率は、3 0 % 以上であること。

(d) 甲型 J V の構成員毎に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 6 条第 2 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。これらの配置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であることとし、これらの恒常的な雇用関係の確認のため、別途証明書等を請求する場合がある。なお、配置させる期間は、工事着手日から建設業務の完成検査終了日までとし、申請後の変更は原則として認めない。

b 参加資格確認日において、資格者名簿の「建築工事」に登載されていること。

こと。

c 資格者名簿に建築一式工事A等級と登載されていること。

d 代表構成員は、建設業法第3条第1項に規定する建築工事業につき特定建設業の許可を受けており、同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値(P)が950点以上であること。また、代表構成員以外の構成員は、同法第3条第1項に規定する建築工事業につき、特定建設業の許可を受けており、同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値(P)が900点以上であること。なお、いずれの数値も資格者名簿登載時点の数値とする。

e 国又は地方公共団体が建築一式工事として発注した、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設を平成21年4月1日以降に竣工した実績を有していること。当該実績は、元請として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、建設JVで施工した場合については、構成員数が3者の場合20%以上、2者の場合30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

c 龍ヶ崎市内に本店があり、発注する工事に対応する許可業種(建築工事業)について、5年以上の営業年数を有し、同業種の工事について、元請けとして一定の実績を有すること。

d 建設企業のうち、代表企業となる建設企業については、建設業法第3条第1項に規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けており、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が950点以上であることとする。ただし、甲型JVを結成して参加する場合の、当該代表構成員以外の構成員の審査評点は900点以上とする。

e 平成21年4月1日以降に竣工した、延べ床面積3,000㎡以上の新築の公共施設の施工の実績を有していることとする。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであることとする。なお、建設JVで施工した場合については、構成員数が3者で20%以上、2者で30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。